



実は、私の生まれは静岡県磐田郡佐久間町（現浜松市天竜区佐久間町）なんです。戸籍には出生地が記載されていますが、現在戸籍では「静岡県磐田郡佐久間町」と記載されているだけです。平成11年に改製された前の戸籍には、「静岡県浜松市天竜区佐久間町大井2445番地の2」と、出生した地番まで出ています。皆さんも、是非一度、ご自分の平成改製原戸籍を見てみてください。

この、「佐久間町大井2445番地の2」という住所は、実は、今はなき静岡地方務局佐久間出張所の住所なんです。そう、私は父が法務局職員だったので、父の職場兼居住地であった法務局で生まれたのです。

佐久間には3歳ぐらいまでしかいませんでしたので、佐久間の記憶はほとんどありません。ただ、どこから落ちて舌を半分ほど噛み切ってしまうという大怪我をしたため、とにかく段差が多いという印象は残っています。

先日、裁判所から、佐久間に不動産を所有する被相続人の相続財産管理人にたまたま選任されたため、その物件の現地調査に行き、帰りに私の戸籍に記載された住所を頼りに生誕地を訪ねてみました。今はスマホで住所を検索できますので便利ですよ。

地元の方に、「昔、このあたりに法務局はありませんでしたか」と聞いたところ、この階段を上ったところだったけど、今は雑草が生い茂っているとのことでした。「階段？」見上げると、遙か上まで幅1メートルほどの階段がくねくねと続いていました。普通の階段より一段一段の高さがある登りにくい。せいぜい言って登ると、そこには民家があり、その横に草が鬱蒼と生えています。よく見ると、何やら門柱らしきものがありました。表札は取られていたのですが、きっと法務局の表札が貼り付けられていたのでしょうか！昔の人は、法務局へ行くのにこんな階段を上っていったのか。それで国のことを「お上」と言うのか？

地元の人が言っていたとおり、法務局の跡地は雑草の生い茂る狭い土地で、すぐうしろは山が迫っていました。「こんなところで生まれたのか…」

56年ぶりぐらいに訪れた私の生誕地の前で顔を閉じると、小さな頃の家族の笑顔が浮かんでくるのでした。

階段を降りると、そこには診療所が。そういえば、舌を半分噛み切ったとき、この町には外科医がいなかったから、町のお医者さんが「専門じゃないけど」と言って舌を縫ってくれたと聞いています。そこが、私の命の恩人が勤務していたところかもしれません

自筆証書遺言の押印について参考となる裁判例を教えてください



自筆証書遺言には次の条文のとおり、押印が必要とされています

民法968条

自筆証書によって遺言をするには、遺言者が、その全文、日付及び氏名を自書し、これに印を押さなければならぬ。

2 自筆証書中の加除その他の変更は、遺言者が、その場所を指示し、これを変更した旨を付記して特にこれに署名し、かつ、その変更の場所に印を押さなければ、その効力を生じない。

を生じない。

この「印」について、いくつかの興味深い判例があります。

最判昭和49年12月24日

日本に帰化したロシア人である亡Aがした自筆証書遺言について、亡Aの使用する言葉は主としてロシア語又は英語であり、日常の生活もまたヨーロッパの様式に従っていたことからすれば、亡Aが押印という我が国一般の慣行に従わなかったことにつき、首肯すべき理由があり、また、本件遺言者の如く欧文のサインがあるものについては、押印を要件としなくとも遺言書の真正を危くするおそれは殆どないことから、遺言者の押印のない本件遺言書は有効とするのが相当であるとした例

最判平成1年2月16日

民法968条1項が自筆証書遺言の方式として自書のほか押印を要するとした趣旨は、遺言者の同一性及び真意を確保するとともに、我が国の慣行ないし法意識に照らして文書の完成を担保することにあると解されるから、同条にいう押印は、遺言者が印章に代えて拇指その他の指頭に墨、朱肉等を付けて押捺すること（いわゆる指印）をもって足りるとするのが相当であるとした例

最判平成6年6月24日

遺言書本文の入れられた封筒の封じ目にされた押印をもって民法968条1項の押印の要件に欠けるところはないとした例

「印」ひとつでもいろいろな裁判例がありますね。

平成29年7月～12月のBLOGランキング

当事務所では、ホームページで様々な情報を提供しています。

昨年7月から12月までのアクセス上位は次の記事でした。

清算結了登記後の抵当権抹消

混乱してるぞ！ 法定相続情報一覧図作成のための職務上請求

「法定相続情報証明制度」、始まりましたね～

そろそろオンライン登記申請制度を検証すべき時期では？

え！ 全国から募集中？

「被選任者は就任を承諾した」で登記可能と思うのだが議事録の記載方法をめぐる法務局との攻防でした

在外日本人の印鑑証明書

最近、海外に居住している方が関わる案件が増えています

遺言と異なる内容の遺産分割

古い登記の抹消登記手続請求訴訟は司法書士の専門性を発揮できる訴訟だ

ときどき、明治時代の抵当権を消して欲しいという依頼を受けるんです

管轄外への本店移転に関する通達

銀行にとっては小さなことかもしれないが、顧客にとっては大変な問題なんだ！

自筆証書遺言をめぐる怒りの記事でした

不動産登記規則の一部改正に伴う商業・法人登記事務の取扱いについて（通知）

事実実験公正証書という方法

公証人の活用方法として紹介しました

利益相反取引の承認機関 会社法では大は小を兼ねるということにはならないのです

引越しの日と本店移転日

「この抵当権は身に覚えがない！」

そんなことはないと思いますよ

佐久間現地調査

遺産承継業務を考えよう

面倒な相続預金の解約などもお手伝いしています

退職慰労金を不動産で給付する際の手続について

年末にそういうご依頼が実際にありました

【業界向けの話題】変更後の「債権の範囲」の記載方法 発起設立の株式払込金は、発起人が複数存在するときは通帳の名義人である発起人以外の発起人は振込の手続をとる必要がありますか

いろいろなパターンがありますからお問い合わせください。

当事務所のホームページに、BLOG更新をメールでお知らせする機能を実装しましたので、下記のQRコードからホームページにアクセスしてください。





こんなこともあるわさ。 のんびり行こう！

「 町のAだけだね」

電話口の向こうで、声の感じから80歳は超えていると思われるその老人は、こう自己紹介をした。

電話でいきなりそう言われても、すぐに思い当たる顔は浮かばない。「Aさん、下のお名前は？」と聞いてみたものの、下の名前を聞いても思い当たる人物はいない。勇気を出して「あの一、失礼ですが、私の事務所でAさんのこと、どのような依頼を受けていましたっけ？」と聞いてみる。

「そうだなあ、20年ぐらい前かなあ。あんたのお父さんにいろいろやってもらったよ」

そういうことか。父も司法書士をしていたが3年前に他界した。それに、20年前という私と父は別の事務所を構えていたので、私がAさんのことを知るわけがないのだ。

「そうでしたか。それはお世話になりました。当時は別の事務所を構えていたものですから存じ上げませんでした。失礼しました。それで、今日はどのようなお話ですか？」

私は、電話をいただいた趣旨を何回か聞こうとしたが、「土地をどうしたらいいのか」、「なかなか説明するのが難しい」と繰り返すばかりだ。とにかく、一度家に来てほしいというのだ。

お年寄りのようだし、物事を整理して話をすることもあまり得意ではなさそうだ。それに、以前父が仕事をした相手だけに無碍な対応をするわけにはいかない。

「わかりました。いつ頃がよろしいですか？」

「息子がいた方がいいから、夜8時頃にしてほしい」

夜8時？ まあ、乗り掛かった舟だ。それに、町と言えば高級住宅街。町のAさんという苗字なら、もともと大地主かもしれない。「息子がいた方がいい」というくら

いだから、遺言を作りたいとか相続対策をしたいという話だろう。町は車で20分ぐらいのところだ。いずれにしても、夜8時に行っても、それなりの仕事になる話だろう。親子ともども、ありがたい話だ。

数日後、カバンの中に、事務所で使っている遺言の説明書や相続関係の打ち合わせシート、委任状類を詰め込んで、Aさんの家に伺った。なるほど、道路側は大きな岩で石垣を組んだ立派な構えの家だ。

Aさんが玄関まで出迎えてくれ、中に案内してくれた。広い玄関から応接室に通され、ゆったりとしたグリーン革張りのソファに座る。

壁に掛けられた大きな肖像画がこちらを見ている。金色に輝いて半周回ると逆方向にまた半周回る時計の振り子のような飾りが音もなく動き続けている。キャビネットには年代ものの洋酒の瓶が鈍く光っている。いかにも昭和の時代に成功した証を残した応接室だ。

いきなり本題に入るよりもお互いにリラックスした方がいいと考え、父が世話になったことなどをAさんに話しかけた。すると、Aさんは、「そんなことどうでもいい」と言わんばかりの勢いでいきなり本題を切り出した。

「あの塀、白く塗ってもいいかね」

Aさんは、窓から見える隣の家との境の塀を指さして私の顔をのぞき込んだ。

「え、へい？ ですか？」

「いいって言ってくれれば隣の人に「司法書士がいいって言った」って言えるからね」

ど、どういうことだ。遺言とか相続の話ではないのか。そういえば、息子は部屋に入ってこない。へい？ ひょっとして、境界の問題の話なのか…。

「塀って、あの塀は境界のこっちですか、向こう側ですか、それとも境

界上に建てた塀ですか？ その塀は誰が作ったんですか？」

いろいろ聞いてみたが、Aさんの説明は要領を得ない。そこで、「ちょっと塀を見せてくれますか」と言ったものの、一体どういう話に展開していくのか想像がつかない。

Aさんと二人で花壇に生えた花を避けながら塀にたどりついた。どうも、この塀は隣家の敷地内に隣家が築造したもののようだ。コンクリート打ちっ放しだが、そこそこの年数が経過しているようであり、全体的に黒ずんでいる。

「せっかくの花壇の花が黒ずんだ壁で台無しだ。白く塗ればきっと花もきれいに見えるはずだ」

「そりゃそうかもしれないけど、隣の人の壁だから、勝手に塗るのはダメでしょ。」

私がなだめるように話していると、奥から息子さんらしき人が声をかけてきた。

「じいじ。あれほどダメだって言っただろ。先生、どうもすみません」「え、ええ？」

なんとなく察しがついた。Aさんは不服そうな顔をしてうつむいてしまった。

そういうことだったのか。昼間に呼んでくれれば「今のままの方が花がくっきり見えるから、絶対いいよ」と言ってあげたのに。

家に帰って脱いだ靴には花壇の土がベトベトついてた。

こんなこともあるわさ。

